

# 川西市の自治会について

## 1. 自治会とは

### ● 目的

自治会は、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている、最も身近な住民自治組織です。その地域に住む人が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換や地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりをめざして活動していくことを目的としています。

### ● 組織

平成22年4月1日現在、市に届け出がある自治会は142団体で、地域において最も基本となる住民自治組織となっています。

また、地域における諸問題を解決するにあたり、広域（小学校区単位）で取り組んだ方が効果的であるものについて、概ね小学校区単位で組織されるコミュニティ推進（連絡）協議会の一員として他の地域活動団体とともに取り組み、お互いの活動の連携、調整を行っています。

### ● 機能

自治会は、一般的に次の3つの機能を持つとされています。

#### (1) 問題対処機能・・・地域の問題の解決に関する活動

交通安全、防犯・非行防止、青少年育成、防火・防災、消費者問題、資源回収、福祉、生活改善など

#### (2) 親睦機能・・・地域の人々との交流と親睦の促進に関する活動

祭礼・盆踊り、運動会、文化祭など

#### (3) 環境・施設維持機能・・・地域の環境と施設の維持・管理に関する活動

環境美化、清掃・衛生、集会所等の施設の整備・維持など

### ● 自治会活動

自治会では、規模や地域の状況によりますが、概ね次のような活動を行っています。

#### ① 防災・防犯などの生活安全活動

\* 自主防災組織づくり、防災訓練への参加、児童見守りパトロール、防犯パトロールなど

#### ② 地域や施設の維持管理などの環境美化活動

\* 自治会館・公園・広場などの維持管理や清掃

#### ③ 祭りやハイキングなどの親睦交流活動

\* 盆踊り、各種スポーツ大会、文化祭などの行事開催

#### ④ 行政連絡の伝達、募金協力などの福祉活動

\*道路工事等の情報伝達（回覧など）、各種団体との連絡調整

\*福祉ボランティア活動、自治会だよりなどの会報発行

#### ⑤行政への陳情・要望等

\*自治会長会議への参加など

### ●加入促進

自治会は、任意団体であるため、地域住民に自治会への加入を強制することは出来ません。しかし、自治会に参加していれば、地域内の情報伝達や行政との情報交換もスムーズに行えますし、地域における課題等への対応も容易になります。

自治会活動は、住民の方々の相互理解が不可欠ですので、未加入世帯や新しく地区内に住まれることになった人に対して、積極的に活動内容などの情報を提供することも必要です。

また、未加入者の中には、学生や高齢者世帯といった様々な立場の人がいます。その立場に応じた形で、無理なく自治会と付き合っていけるような制度（例えば、会費や役の軽減といった「準会員制度」など）を取り入れるなど、加入しやすい環境を整えている自治会もあります。

### ●地縁による団体の認可

#### ◆自治会の法人化の趣旨

平成3年4月以前は、自治会には法人格が認められていなかったため、土地や建物などの不動産を所有していても団体名での登記ができませんでした。そのため、団体所有であっても個人名義で登記せざるを得ないことから、名義人の転居や死亡により団体の会員でなくなったときに、名義変更や相続など様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、地方自治法が改正され、一定の手続により自治会が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

#### ◆地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2 第1項）と定義されています。

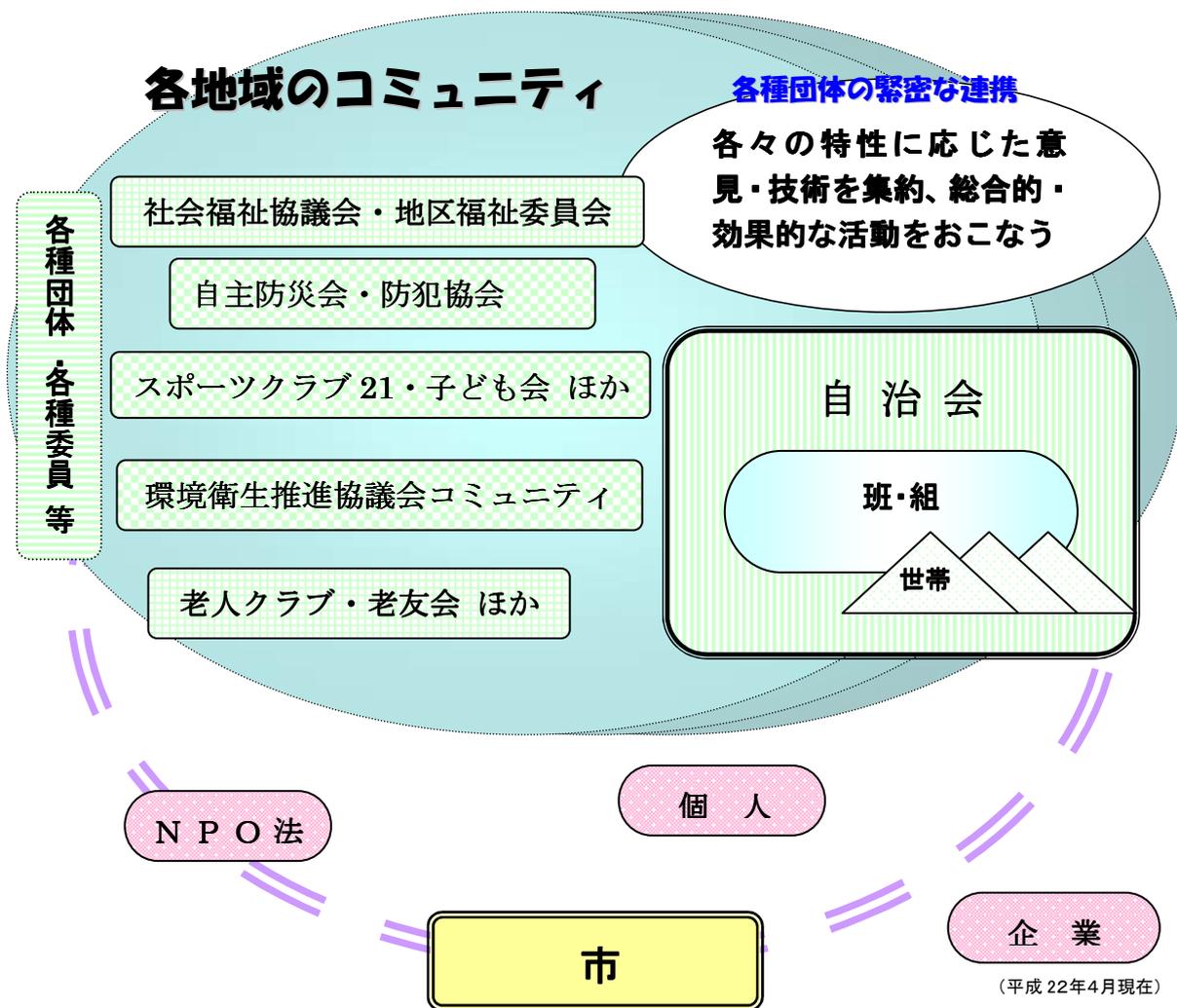
#### ◆「地縁による団体」の法人化の要件

「地縁による団体」が法人格を得るには、市長の認可が必要です。

「地縁による団体」が法人格を得る目的は、不動産等を団体名義で登記することにあります。認可にあたっては、団体が不動産等を保有（これから保有しようとしている場合も含む。）していることが前提になります。

◆認可地縁団体数:現在市内に14自治会が認可地縁団体として登録されております。

## 《地域のイメージ図》



## 2. 自治会への支援策

自治会支援として以下の補助事業等を実施しています。

### ①自治会報償金の交付 (H20 7,379,160 円、H21 7,342,000 円)

自治会活動を奨励するために、各自治会へ一律 1 万円と 1 世帯あたり 140 円の合計額を自治会報償金として交付しています。

(H21 の例では、最低額 11,260 円、最高額 722,740 円を交付)

### ②自治会館整備事業補助金の交付 (H20 2,766,000 円、H21 259,000 円)

自治会が地域住民の親睦及び福祉の向上を図ることを目的に、自治会館を整備したり、建物の定期報告を行う場合、その経費の一部を補助する制度です。

(交付要綱に基づいて交付するもの。)

### ③自治会長会議の開催

「市民とのコミュニケーションは」協働のまちづくりの原点であることから、自治会長の皆さまに市の施政方針のあらましを説明するとともに、意見交換の場として地域の現状を把握し相互理解を深めるため、市長・副市長をはじめ各部長が出席し、市内5箇所ですべて毎年開催しています。

### ④その他自治会への支援

- (1) 市への転入者に対し自治会加入案内のチラシ配布、広報誌やホームページに掲載を行うなど自治会加入促進の側面支援を実施しています。
- (2) 初めて自治会の役員になられた等、自治会についてもっと詳しく知りたいとおっしゃる方に対して「自治会運営のガイドブック」を作成しており、自治会長会議の折に自治会長にも配布しています。

## 3. 自治会における現状と課題

- ① 現在自治会への加入率が毎年下がり続け、平成15年度に70.9%だったものが、平成21年度には64.9%となっており毎年1ポイントずつ下がっている勘定になります。分母が住民基本台帳の全世帯で、分子が自治会長さんから頂いた加入世帯数の報告のため、最近、特に増えてきている世帯分離を考慮しますと、もう少しポイントが上がると思われますが、何れにしても3割強の世帯が自治会に入っていない又は加入すべき自治会がないのが現状だと思われます。
- ② 自治会離れの要因例
  - (1) 役員になる時期になると自治会を脱会する。
  - (2) 高齢になり自治会の行事に参加しづらくなって辞める。
  - (3) マンションが新築される場合、管理組合は出来るが自治会は結成されない。
  - (4) 自治会に加入してもメリットがなく、しなくても生活に支障がないと思われている。
  - (5) 特にワンルームマンションの場合は、入れ替わりが早く単身者が多いため自治会には興味がない。等々
- ③ 自治会加入のメリットとしては、互助、共助であり、自治会は子ども見守りなどの防犯面や緑化美化などの分野で大きな役割を果たしておられます。加入したら直接的に何か得をするといった意味でのメリットではなく、地域に根差して生活し、自らの町を住みよい町にする上で大変大きなメリットがあるのではないかと考えています。
- ④ 自治会加入率を上げるための特効薬はすぐには見つかりませんが、市と自治会で意見交換をしながら方策について、地道に努力していくことが一番の近道だと考えています。